

センター からの

2012
11月号
隔月発行

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
TEL 086 (226) 1019 (2012.11月発行)

Contents

- 子どもの窒息事故にご注意下さい!
- 特定商取引法が改正になりました
- スマートフォンを安心・安全に使うために
情報セキュリティ対策をしましょう
- 消費生活相談事例
- ビデオ・DVDライブラリー

お便り

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～12:00・13:00～17:00
津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **0570 (064) 370** (身近な消費生活窓口につながります。)

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月第3日曜日掲載** (変更される場合があります。)

子どもの窒息事故にご注意ください!

7月に栃木県で、2歳の女の子がフルーツポンチに入っていた白玉風のだんごを喉に詰まらせ、その後死亡するという痛ましい事故が起きています。厚生労働省の「人口動態調査」によると、食べ物による窒息事故で、毎年20人以上の乳幼児が亡くなっています。

消費者庁など関係機関が食べ物による窒息事故についての注意喚起を以前から行っていますが、引き続き注意の徹底をお願いします。

～食べ物による子どもの窒息事故を予防するために～

- 乳幼児向けには、食品は適切な大きさにして、よく噛んで食べさせる。
 - 乳幼児の食品に表示されている月齢などは目安であり、食べる機能の発達には個人差があることも考慮して食品を選ぶ。
 - 食事の際は、誰かがそばにいて注意して見ているようにする。
 - 急いで飲み込まないよう、ゆっくりとよく噛み砕いてから飲み込むよう注意をうながす。
 - 食べ物を口に入れたまましゃべったり、テレビを見ながらの食事はさせない。
 - 遊びながら、歩きながら、寝ころんだままものを食べさせない。
 - 食事中に、びっくりさせるようなことはしない。
 - 年長の子どもが、乳幼児にとって危険な食べ物を与えないように、よく注意する。
- ※ピーナッツなどの豆類は、誤って気管に入りやすいため、3歳頃までは食べさせない。



また、生後6ヶ月～2歳くらいの間は異物誤飲事故の多い時期であり、食品以外のものでも窒息に至る危険があるので注意が必要です。

消費生活講座

「くらしと広告」 JARO関西

平成24年
11月16日(金) 13:30～15:00
in 岡山県消費生活センター

参加希望の方は、岡山県消費生活センターに電話またはFAXでお申し込みください。

TEL.086-226-1019 FAX.086-227-3715

定員70名に達しますとお断りする場合がありますので、ご了承ください。